

官報

號外

明治三十年三月三日

水曜日 內閣官報局

第十回 衆議院議事速記録第十六號

明治三十年三月二日(火曜日)午後一時三十一分開議

議事日程 第十六號 明治三十年三月二日

午後一時開議

第一 集會及政社法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第二 狩獵免許稅徵收ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第三 明治二十七年法律第二十三號改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會ノ續(特別委員長報告)

第五 集會及政社法改正法律案(箕浦勝人君外二名提出) 第一讀會

第六 議院法中改正法律案(高田早苗君外三名提出) 第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマス
○目黒貞治君(百九十八番) チョット議長ノ許可ヲ得タイ事ガアリマスカ
ラ……

○議長(鳩山和夫君) 報告前デスカ

○目黒貞治君(百九十八番) 報告前……

○議長(鳩山和夫君) 今報告ヲシマスカラ……

(田中書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

貨幣法案

貨幣整理資金特別會計法案

明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例中改正法律案

明治十八年第十四號布告中改正法律案

明治十二年第三十五號布告廢止法律案

貴族院ニ於テ明治二十九年年度歲入歲出總豫算追加案(總追第五號)明治二十九年年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特追第三號)明治二十九年年度歲入歲出總豫算追加案(總追第六號)ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

埼玉縣下郡界變更法律案

提出者 福田久松君 高田早苗君

提出者 岡田眞一郎君 堤 猷久君

池谷繁太郎君

私設鐵道條例中改正法律案

提出者 沼田宇源太君 今西幹一郎君

中野武營君 喜多川孝經君

河原林義雄君 伴 直之助君

石原半右衛門君 武市 彰一君

森本莊三郎君

鐵道敷設法中改正建議案

提出者 恆松 隆慶君 佐々木高榮君

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

關稅定率法案委員長

同理事

千葉縣茨城縣境界變更法律案委員長

同理事

明治二十七年法律第二十號中改正法律案委員長

同理事

○目黒貞治君(百九十八番) 本員等ハ特別會計ノ主査會ヲ開イテ居リマシタガ、此項取急旨議長ノ御注意モアリマス、就イテハ今日モ午後一時ヨリ此會ヲ開クコトニ通知シテ置キマシタ、然ルニ本會ト時間ガ重複致シマスカラ、是ヨリ主査會ヲ開キマスカラ、議長ノ許可ヲ得タイノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) 目黒君カラ委員會ヲ開キタイト云フコトデスカ、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) ソレデハ許スコトニ致シマス

○阿部眞人君(百三十一番) 本員等モ關稅定率法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、是ヨリ……

○議長(鳩山和夫君) 關稅定率法案ノ委員長カラ許可ヲ得タイ趣デアリマスガ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 關稅定率法案ノ委員長カラ許可ヲ得タイ趣デアリマスガ……

○議長(鳩山和夫君) 關稅定率法案ノ委員長カラ許可ヲ得タイ趣デアリマスガ……

○議長(鳩山和夫君) 關稅定率法案ノ委員長カラ許可ヲ得タイ趣デアリマスガ……

○議長(鳩山和夫君) 關稅定率法案ノ委員長カラ許可ヲ得タイ趣デアリマスガ……

○議長(鳩山和夫君) ツレデハ許スコトニ致シマス
○首藤陸三君(二百二番) 法律第二十號ノ特別委員會ヲ開キタウゴザイマス
カラ……

○議長(鳩山和夫君) 首藤陸三君ノ申出モ許可シテ宜シウゴザイマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(鳩山和夫君) ツレデハ許スコトニ致シマス——是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、北原信綱君ガ事故歸郷ノタメニ、本日ヨリ來ル十一日マデ十日間請暇ヲ
申出デラレマシタ、許可シテ宜シウゴザイマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(鳩山和夫君) 許可スルコトニ致シマス、是ヨリ本日ノ日程ニ移リマ
ス

第一 集會及政社法中改正法律案(政 第一讀會ノ續(特別委員
府提出) 長報告)

○吉本榮吉君(二百五十六番) 第一日程ノ集會政社法案ノ委員長ノ報告ヲ聽
キマス、第五日程ニアル箕浦君ノ提出ニ係ル同案ト併テ委員長ガ報告ニ
ナツテ居リマス故ニ、便宜ヲ圖リ第五日程ヲ第一日程ト併セテ議スルコトニ
シタイ、之ヲ緊急動議トシテ議會ニ諮ラレンコトヲ望ミマス

○議長(鳩山和夫君) 吉本榮吉君カラ第五ノ日程ヲ、第一ニ併セテ議スルタ
メニ日程變更ノ動議ガゴザイマス
〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(鳩山和夫君) 然ラバ日程變更ノコトニ決シマシタカラ、政府ノ同意
ヲ得ル手續ヲ爲シマス

(此時政府ニ同意ヲ求ム)

○議長(鳩山和夫君) 政府ハ日程變更ニ同意ヲスル趣キデアリマス、即チ日
程第一並ニ第五ヲ併テ議題ト爲シマス

第五 集會及政社法案(箕浦勝人君 第一讀會ノ續(特別委員
外二名提出) 長報告)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百九十七番) 私ハ唯今ノ日程ノ集會政社法ノ改正、即チ政府
ノ提出案ト、ツレカラ箕浦君外數名カラ出シテ置キマシタ此集會政社法ノコ
トニ就イテテヨット御報告ヲ致シマス、此法案ハ二ツトモニ委員ニ付託ニナ
リマシテカラ、大分日數ヲ經過致シマシタ、然ルニ此先達テ御報告ヲ致シマ
シタ新聞紙法案ノ方デ餘程暇ヲ取リマシタタメニ、此法案デハ格別暇ヲ取リ
マセヌケレドモ、大イニ報告スルコトガ延引ニナツタノデゴザイマス、面シテ
此法案ニ就イテハ唯僅ニ二回開イテ結了致シマシタノデゴザイマスガ、第

一回ハ二月ノ十五日、是ハ質問會デ了リマシタ、第二回ハ二十五日ニ開キマ
シテツレデ結了致シタノデゴザイマス、而シテ其結果ハ、即チ箕浦君外二名
ヨリ提出ニナツテ居リマシタ集會政社法ノ改正案ハ之ヲ否決致シテ、サウレ
テ政府提出ノ案ヲ本トシテ審議シタコトデゴザイマス、併シ此箕浦君外二名
ヨリ提出ニナリマシタ修正案ヲ否決シタト云フノハ、全ク其意思ヲ悉ク否決
シタノデハナイ、多分ハ否、多分ドコロデハナイ、其全般ノ趣意ヲ採用シタ
ノデゴザイマス、然レドモ儀式上政府ノ提出案ガ本ニナツテ居リマスカラシ
テ、ツレニ對スル修正案ニナツテ、サウシテ片方ノ方ハ否決ト云フコトナツ
ニタノデゴザイマス、又一方ノ政府カラ出シタ修正案ト云フモノハ誠ニ簡單
ナモノデゴザイマシテ、諸君モ御承知ノ通僅ニ三箇條ダケ、或ハ或ル條項ヲ削
除シ、或ハ他ノ條項ヲ聊カ修正ヲ加ヘタダケデ、是モ政府提出ニナツタノハ畢
竟審議ヲ重ズルコト云フ趣意ニ外ナラヌノデゴザイマス、無論此事ハ全部
委員會ガ之ヲ採用シテ然ルベキコト、可決致シタノデゴザイマス、然レドモ
唯此政府ノ修正案バカリデハ如何ニモ全般ニ就イテ不完全ナ所ガアリマスニ
就イテ、尙ホ箕浦君外二名カラ提出シタモノト現今ノ法案ト照合セマシテ、
此小イ文字デ書イデアアル通則チ修正シタノデゴザイマス、是レ皆要スルニ人
權ヲ擴張スルコト云フ方ノ趣意カラシテ、即チ集會政社法ヲ成ルタケハ便利ニ
シタイト云フタメニ、政府ノ意見モ純然採用シ、又此修正案モ斯ノ如ク出來
タノデゴザイマス、故ニ此各條ノ事ノ細カイコトニナリマシタナラバ、其趣
意ヲ一々私カラ御報道申シテモ宜シイケレドモガ、ツレジャア唯空シク時間
ヲ費サウナモノデゴザイマスカラ、則チ政府案ヲ採ツタコトニ就イテ御質
問ガアルナレバ、政府委員カラ御答辯ニナリマセウシ、又箕浦君ノ提出ノ案
カラ採ツタモノデアリマスレバ、則チ此主任者ナリ提出者ノ一人トシテ、波
多野君カラ答辯スル積デアリマスカラ、私ハ唯大體ノコトダケ報道致シテ置
キマス、其修正案ハ則チ諸君ノ御手許ニ配付シテゴザイマスカラ御覽ノ上
ニ然ルベキ御審議ヲ願ヒタイ

(政府委員内務省警保局長寺原長輝君演壇ニ登ル)

○政府委員(寺原長輝君) 唯今委員長ヨリ報告ニナリマシタ集會及政社法ノ
特別委員ニ於テ修正案ニ對シマシテ、茲ニ四箇條程、修正案通ニ若シ議決セ
ラル、曉ニハ、大イニ取締上ノ困難ヲ來スモノガゴザイマス、其四箇條ニ
就イテ一ト通不都合ノ點ヲ申上ゲテ御參考ニ供シタウゴザイマス、第一ニハ
修正案ノ第二條、則チ現行法ノ第二條デゴザイマス、第二條ノ末項ニ法律ヲ
以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノタメ開ク所ノ集會ハ云々斯ウ云フコ
トニ修正ニナリマシタ、デ、現行法ノ「選舉權ヲ行フヘキ者及ヒ被選舉權ヲ
有スル者ニ限リ會同スル」是ダケノ文字ガ削除セラレマス、此法律

ニ於テ選舉ノタメ開ク所ノ集會ニハ特例ヲ置イタト云フモノハ、何カラ起リ
マシタカト申シマスルト、其議員ニ要スル所ノ資格ヲ備ヘタ者ニ限ルノデゴ
ザイマス、則チ選舉權、被選舉權ヲ有スル者ニ限ツタノデゴザイマス、今修
正案ノ如クナリマスルトキニハ、何レノ人ト雖モ前五十日間ハ均シク取除ケ
ノ中ニ這入ル次第ニナリマシテ、トント此法ヲ取除ケテ致シタ所ノ精神ニ違
フノミナラズ、實際ニ於テモ選舉準備ノ區域ト云フモノハ明ニ爲スコトハ出
來マセヌカラ、甚ダ取締上不都合ヲ感ズル次第デゴザイマス、ソレカラ第三
條、現行法モ亦第三條デゴザイマス、此中「届出テ認可ヲ受クヘシ」此認可ヲ
受ケルコトヲ削除シテデゴザイマス、是ハ凡ソ屋外ニ於テノ集會ハ、多クハ
示威的ノ運動ヲ意味スル次第デ、若モ平穩ニ政談等ヲ爲スモノデアリマス
シ、又平穩ニ集會ヲ爲ス者デアリマシタナラバ、常ニ屋內ニ於テ爲スノガ普
通デゴザイマス、屋外ノ集會ハ前申上デマス通ニ、多クノ部分ハ示威的ノ意
味ヲ含ム次第、ソレデスノ如キ種類ノ多衆ノ集會ハ、豫メ防ゲル方法ノアラ
ヌ限ハ防イダガ、平安ヲ保ツ上ニ於テ最モ要用ノ次第デゴザイマスカラ、
若モ豫メ許スベカラザルモノデアッタナラバ、寧ロ許シタ後ニ種々ノ方法ヲ
用ヒテ之ヲ禁止シ、若クハ之ヲ解散スルガ如キコトハ爲サヌ方ガ宜シクアラ
ウト考ヘマスカラ、是以テ現行法通ニ、此豫防ノ取締ト云フコトノ精神ヲ以
テ復活サレンコトヲ望ミマス、殊ニ第四條「帝國議會云々」ノ條ヲ削除
サレテゴザイマスカラ、之ガ削除ノ如ク御議決ニナリマシタ曉ニハ、此今日
マデ全ク三里以外ニ集會運動ヲ禁止シタルモノヲ解カレル次第デゴザイマ
ス、之ニ照應致シマシテモ、前申シマシタ四條ノ認可ト云フコトハ、或ハ必
要ヲ生ズルコトデアラウト思ヒマス、ソレカラ修正案ノ第五條、現行法ノ第
六條三項ニ「官立公立私立學校ノ教員學生生徒」四項ニ「女子」是ダケヲ均
シク削除サレマシテゴザイマスガ、是ハ單ニ集會政社上ノ取締ニ止リマセズ、
大イニ前途教育上ニ關係ヲ有スルコトハ皆サン御承知ノ次第デゴザイマス、
マダ社會ノ現況ニ照シマスレバ、未ダ悉ク之ヲ解放セラルベキ時期デハナイ
ト考ヘマス、ソレカラ末項ノ方ニ「選舉權ヲ行フヘキ者及ヒ被選舉權ヲ有ス
ル者」ニ限リ本條ノ制限ニ依ルヲ要セス」此條モ均シク削除セラレテゴザイマ
スガ、是ハ前申シマシタ二條ノモノト同一ノ趣旨デゴザイマスカラシテ、別ニ
申上デマセヌ、是以テ均シク復活ヲ希望シマス、ソレカラ第十八條、現
行法ノ二十一條「政社ニハ社員名簿ヲ備ヘ及ヒ役員ヲ置クヘシ」此「社員名簿
ヲ備ヘ」ト云フ文字ガ削ラレマシタガ、是ハ一面カラ見マス、極ク差支ノ
ナイヤウニ見エマスケレドモ、一面カラ必要ヲ覺エマスルノハ、今日デモ此末
項ニアリマスル役員ニ向ツテ審問スルコトキハ、相當ノ答辯ヲ受ケル次第デゴ
ザイマルスケレドモ、ソレデスラ、其社ノ黨員ノ明ナル數ガ分ラヌ位デゴザ

イマス、デ、均ク政社ト雖モ、法律上デハ一ノ團體ト認メマシタ以上ハ、其
團體ヲ組成スル所ノ要素ナル社員ノ名簿ト云フモノハ、當然備ヘナクテハナ
ラヌ管ト考ヘマス、其社員ノ名簿ニ就イテハ、種々取締上必要ノコトガゴザ
イマセウカラシテ、是レ以テ復活ヲ望ム次第デゴザイマス、今申上デマスル
四箇條ニ就イテハ、深ク御考慮下サレマシテ、現行法通ニ復活アランコトヲ
希望致シマス

○工藤行幹君(百九十七番) 委員會ノ決議ノ次第ヲ——唯今政府委員ノ御答
辯ニ就イテ、チヨット御尋ヲシテ置キマスガ、此集會ニ女子ノ這入ルト云フ
コトハ、女子ニ此權限ヲ許シテモ宜カラウト云フコトハ、委員會デ詰リ是ハ
時勢ノ進步ニ從ツテ、許シテモ宜イト云フ所カラ出來タノデアリマスガ、之
ヤルトヤラヌトハ、議論ニ涉リマスカラ申シマセヌガ、此官私學校ノ生徒
ガ之ニ這入ルコトガ出來ナイト云フノハ、敢テ是ハ法律上不都合ト見ル譯ナ
ラバ、其學校內ニ於テ之ヲ止メテ宜カラウ、一般ノ法律デ之ヲ止メル必要ハ
ナカラウト云フノデ、斯ク修正シタノデアリマスガ、唯今政府デハ是ガ出來
ヌト云フノハ、或ハ學校デ演說會ニ行クコトガ出來ナイト云フコトヲ極メタ
ノデハ效力ガナイト云フノデ、之ヲ復活セヤウト云フノデゴザイマスガ、其
理由ガ餘リ明カデナイヤウデアリマシタガ、委員會ノ考ヘ、學校デ止メタラ
宜カラウ、敢テ一般ノ法律ヲ以テ止メル必要ガナイト云フ趣意カラ、之ヲ削
除シタノデアルケレドモ、學校デ遣リ難イト云フ理由ガアルナラバ、モウ少
シ承リタイト考ヘマス

○議長(鳩山和夫君) 牧野伸顯君

(政府委員文部次官牧野伸顯君演壇ニ登ル)

○政府委員(牧野伸顯君) 唯今工藤君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、此法文
ガ削除ニナリマスルト、文部大臣ニ於テハ取締上大イニ困難ヲ致スノデアリ
マス、既ニ成文ニ在ッテ、法律ニ現レテ、數年此方實行致シテ來テ居ルノデ
アリマス、ソレデ今日他ニ取締法ガアルト云フテ削除致スト、或ハ學校ノ規
則ニ於テ集會等ニ臨ムコトハ出來ヌト致シテモ、何等ノ制裁ヲ附スルコトモ
出來マセヌノデアリマス、假ニ規則ノ中ニ、或ハ犯シタ者ガアレバ放校スル、
斯ク書キマスルト、生徒ノ黨陶上ニハ一向益ノナイコトデアッテ、唯罰スル
ニ止マルノデアリマス、文部當局者ニ於テ希望スルノハ、學校ハ政治及宗教
ノ外ニ於テ、全ク學術及此黨陶上ニ力ヲ入レルノデアリマシテ、此宗教及政
治ニハ一切關係シナイ、特色ハ決シテ與ヘナイ、是ガ一般ノ父兄ニ對スル義
務デアル、又學校ハ總テ公費ニ依ッテ成立ッテ居ルモノガ多イデ、宗教及政
治ノ如キモノニハ一切這入ラヌ方ガ、父兄モ安心致スノデアル、デ、政談集
會等ニ關係スルヤウナコトガアッテハ兎角此生徒杯ハ氣ノ動キ易イモノデ

アッテ、未ダ成熟シナイ中ニ、サウ云フコトニ關係スルコト云フ様デハ、甚ダ學校ノ事業ニ妨ヲ來スノデアリマス、其取締上ノコトハ、今日法律デアアルカラコソ能ク行レテ居リマスケレドモ、之ヲ大臣ノ行政命令等ニ於テ取締ルト云フヤウナコトデハ、甚ダ其效力ガ微弱ニナツテ、折角ノ御目的モ達セラレヌヤウニナルコトヲ甚ダ案ズルノデアリマスカラ、ドウゾ此學校ダケハ、全ク此宗教及政治ノ外ニ——政治ノ外ニ御置キニナツテ、是マデノ通ニ第四項ヲ御置キニナランコトヲ希望致シマス

○工藤行幹君(百九十七番) 尙ホ續イテ一ツ質問致シタイ、委員會ノ精神ハ、畢竟此帝國議會ノ如キモ、政治ヲ議スル所ニ相違ナイ、是ニハ女子モ、又學校生徒モ傍聽スルコトヲ禁ジテハナイノデアアル、然ラバ一般ノ政治上ノ政談演說ニモ、之ニ異ナル所ハナイカラ、敢テ害ガアルマイト云フ考デゴザイマスルガ、今ノ政府委員ノ御答デアレバ、矢張此生徒ニハ、帝國議會モ傍聽セシムルコトガ出來ヌト云フヤウナ趣意ノ様ニ承リマスルガ、ソウデハナイノデアリマスカ

○政府委員(牧野伸顯君) 唯今政府ハ元ノ此第四項ヲ存シテ置キタイト云フノデアリマスカラ、總テ其範圍内ノモノニハ禁ズルト云フ趣意デアリマス

○議長(鳩山和夫君) 他ニ御質問ハアリマセヌカ——ナケレバ、二讀會ヲ開クコトニ就イテ採決シヤウト思ヒマスガ、日程第五ノ方ニ就イテ、先キニ採決シヤウト思ヒマス、御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 御異議ガナイト認メマスカラ、日程第五ノ方ニ就イテ採決致シマス、日程第五、即チ箕浦君外二名ヨリ提出シテアル、集會及政社法改正法律案ニ就イテ、第二讀會ヲ開クコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 ナシ

○議長(鳩山和夫君) 一人ノ起立者モナイカラ、是ハ二讀會ヲ開カナイコトニナリマシタ、ソレデハ政府案ニ就イテ採決シヤウト考ヘマス、日程第一ニ舉ゲデアリマスル、本案ノ二讀會ヲ開クコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 多數

○議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○多田作兵衛君(百三十番) チョット二讀會ヲ開クコトニ就イテ申シマスガ、委員諸君デハ能ク御分リニナリマセウガ、是ハドウシテモ、現行法ト一々引合セシメテ、可否ヲ決シマセヌデハ、甚ダ迷ガアリマスノデ、然ルニ私杯ハ今日現行法ヲ所持致シテ居ラヌ位デ——ソレ故ニ二讀會ハ今日御延シナラシコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 直チニ二讀會ヲ開クコト云フコトニ就イテ贊成諸君ノ起立ヲ求メマス

起立者 少數

○議長(鳩山和夫君) 少數ト認メマス、日程第二ニ移リマス、狩獵法免許稅徵收ニ關スル法律案

第二 狩獵免許稅徵收ニ關スル法律 第一讀會ノ續(特別委員案)(政府提出)

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此狩獵免許稅徵收ニ關スル法案ハ、官民相互ノ便宜ヲ計リタルモノニシテ、聊カ間然スル所ハナイ、故ニ二讀會ヲ省略シテ直チニ確定スルコトニ致シタイ

○議長(鳩山和夫君) 委員長ノ報告ガマダゴザイマセヌガ——、委員長ハ報告ヲナサイマスカ

○稻葉市郎右衛門君(百八十番) 議長

○議長(鳩山和夫君) 稻葉市郎右衛門君

○稻葉市郎右衛門君(百八十番) 短イ報告デスカラ、是カラヤルコトニ致シマス

○議長(鳩山和夫君) 宜シウゴザイマス

○稻葉市郎右衛門君(百八十番) 委員會ノ報告ヲ致シマス、委員ハ先月ノ二十六日ヲ以テ委員長理事ノ互選ヲ致シマシテ、委員長ハ私が當選致シマシタ、理事ハ高橋小十郎君が當選サレタノデアリマス、ソレカラ其翌日二月二十七日ヲ以テ再び委員會ヲ開キマシテ本案ヲ審査致シマシタ、其税金ハ印紙稅ヲ納メル、即チ此願書ニ印紙ヲ貼用シテ納金ヲ濟マセル、此事ハ既ニ從來諸般ノ手数料ニモ行レテ居ルコトデアアルシ、又彼ノ登錄稅ノ如キモ此方法デ行レテ居ル、ソレデ決シテ弊害ヲ見ナイノミナラズ、此狩獵免許稅ノ如キハ、其免許ハ警察署デ扱ッテ居ルト云フコトガアル、即チ其免許ト納稅トハ全ク主管ガ違ヒマスカラシテ、甚ダ其マデハ不便ヲ感ジテ居ッタ此法案ノ如ク致シマスルト、官民共ニ實ニ其便ナコトデアルト云フコトハ、委員會一致ノ意見デアリマシテ、即チ本案ハ可決スベキモノト議決致シマシタ譯デアリマス、此段御報道致シマス

○小西甚之助君(二百九十三番) 私ハ本案廢棄ノ動議ヲ提出致シマス、本案ヲ廢棄スルハ決シテ本案ニ掲ゲテアル趣意ガ惡ルイト云フノデハナイノデアアル、此理由書ヲ讀ンデ見ルト、此狩獵免許稅ノ如キハ政府ノ收入ニ屬スベキモノデアアル、故ニ印紙ヲ以テ徵收スルト云フコトハ、官民共ニ便利デアルト云フコトハ、發案者ノ如ク私モ之ヲ認メルノデアアル、然レドモ茲ニ別途單獨

ナル法律案トシテ提出セラレタモノヲ以テ、本員ハ之ニ反對デアル、政府ハ何ノ必要アリテ斯ノ如ク別途單行法トシテ提出セラレタノデアルカ、即チ狩獵法ト云フ既存ノ本法ガアルニモ拘ラズ、存シテ居ル狩獵本法中ニ或ハ増補或ハ追加ト云フコトヲシナイデ、別ニ茲ニ掲ゲテ一ノ單行法トセラレルコトハ、本員ノ誠ニ其當ヲ知ルニ苦シムノデアリマス、固ヨリ既存ノ本法ハアルニモセヨ、此既存ノ本法ヲ外ニシテ、別途ノ單行法律トシテ提案スルコトハ、其例ニ乏カラヌコトデアル、然レドモ斯ハ特別ナル理由ガナケレバナラヌコトデアル、例ヘバ既存ノ本法ニ關スル手續法デアルトカ、或ハ既存ノ本法ノ解釋法デアルトカ、或ハ既存ノ本法ノ效力ヲ停止スル法デアルトカ、凡ソ斯ノ如キモノデアツテ、サウシテ頗ル條項ノ煩雜ナルモノデ、ソレヲ本法ノ中ニ加フルコトノ最モ繁雜ヲ感ズル場合ニ於テ、單獨法トスルコトニスルコトハ、其理由ガアルノデアル、其例ニ乏カラヌコトデアル、然レドモ本法ノ如キハ實ニ單純極メタモノデアル、其單純極メタモノヲ殊更ニ單獨法トセラレルト云フニ就イテハドウ云フ譯デアルカ、近ク其例ヲ舉ゲタナラバ、彼ノ登錄稅ノ如キハ其登錄稅ナル印紙ヲ貼用シテ納メルコトニナツテ居ルノデアリマス、サウシテ此登錄稅ハ印紙ヲ貼用シテ納メルモノデアルト云フノ規定ハ、矢張登錄稅法ノ中ニ掲ゲテアルノデアル、其例ニ依ツテ見テモ、斯ノ如キコトハ宜シク狩獵法中ニ増加或ハ追加ノ手續ヲ以テ規定致スベキと思フノデアル、狩獵法ノ第九條ニ免狀ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ムベシトアル、此中ニ増補シテモ宜シイ、此外ニ一條加ヘテモ宜イコトデアル、凡ソ今日官民ノ唱道スル所ノモノハ、繁文ヲ除クト云フコトデアル、此繁文ヲ除クト云フコトハ、實ニ輿論ノ足ヲ翹ゲテ待ツテ居ルコトデアル、サウシテ私ハ或ル意味カラ見マスレバ、斯ノ如ク單獨法トセイデモ宜イ、即チ既存ノ本法中ニ増補若クハ追加シテ宜イモノヲ、殊更ニ單獨法ニスルガ如キ、是レ即チ取リモ直サズ法ノ繁雜ヲ來スモノデアルト云フヲ憚ラヌモノデアアル、何トナレバ法律ノ數ヲ殖スモノデアアル、斯ノ如ク既存ノ本法中ニ掲ゲテ宜イモノヲ、殊更ニ單獨法ト致シマスルノ例ヲ開イタナラバ、既存ノ本法ニ對シテ増補追加ノ必要ヲ生ズル毎ニ、此本法ヲ外ニシテ單獨法ヲ拵ヘテ往クコトニナレバ、實ニ其底止スル所ヲ知ラナイト云フコトニナツテ、彼ノ輿論ノ重ズル所ノ繁雜ナルモノヲ避クルコトヲ避ケナイデ、益々繁雜ノ上ニ繁雜ヲ加フルコトニナツテ來ヤウト思フノデアリマス、故ニ私ハ此提案ノ理由ハ飽クマデ賛成スルコトデアルケレドモ、此單獨法トスルコトニ反對スルガ故ニ、此廢棄ノ意見ヲ提出シテ而シテ、政府ガ此必要ヲ感ジテ、飽クマデモ此事ヲ貫カウトスルナラバ、宜シク狩獵法中ニ増加或ハ追加ノコトニナシテ、而シテ更ニ議會ニ提案セラレンコトヲ望ムノデアアル

○小坂善之助君(五十四番) チョット政府委員ニ質問致シマス、此免許稅ハ相當スル印紙ト云フコトニナツテ居リマスガ、今印紙ト云フモノニハ大分種類ガ幾種類モアリマスガ、唯印紙トシテアリマスカラ、例ヘバ證券印紙デモ、登記印紙デモ、煙草印紙デモ、何ノ印紙ニモ拘ラズ、稅額ニ相當スル印紙サヘアレバ宜イト云フ趣意デアリマスカ

(政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 小坂君ニ御答致シマスガ、是ハ重ニ登記印紙ヲ使用スルト云フコトニナルノデゴザイマス、煙草印紙其他賣藥印紙等ノ如キモノハ、御承知ノ通ニ其主要ナモノデアリマシテ、其筋ノ營業者ダケカ持ツテ居マセヌカラ、ソレハ自ラ這入ラヌコトニナルデゴザイマス、重ニ此登記印紙ト云フモノガ今行レテ居リマスカラ、是ガ一番廣ウゴザイマスカラ、登記法ト云フモノガ行レマシタ以後ハ登記印紙ヲ用ユルト云フノデアリマス

○小坂善之助君(五十四番) 尙ホ確メテ置キタイ、重ニト云フコトデハ、誠ニ困ル、是ハ登記印紙ニ限ルト云フ趣意デアリマスカ、ドウデアリマスルカ、其邊ヲ能ク辯明ヲ願ヒタイ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 重モニト申シマシタノハ、即チ申上ゲタノハ、即チ重モニデアリマスガ、是ハドウモ其外ノ印紙ヲ誤ツテ貼ツタ部類ノハ、ドウスルカト云フコトハ、餘リ論究シナイ方ガ宜カラウト思フ、ソレヲ論究致シマス、實施上印紙ヲ貼損ツタ人モ、餘程困難デアリマスカラ、併ナガラ正則ハ今ノ登記印紙ト御認メ下サルト、ソレデ宜シノデス

○小坂善之助君(五十四番) 能ク分リマシタガ、サウ致シマスルト、貼損ツテモ、ソレデ宜イト云フ主意デアリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 期限内ナラ宜シイ

○小坂善之助君(五十四番) サウ致シマス、氣ガ付カズニ貼ツテ消印シタモノハ、ドウ云フコトニナルノデスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) ソレハ、此見ル人モ氣ガ付カズニアレバ宜シイ

○小坂善之助君(五十四番) ソレデハ困ル、若シ氣ガ付カズニ、十圓ナラ十圓ヲ貼ツテ、後ニ發見シタ時ハ、其十圓ヲ損ヲスル……

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 餘リ其論ヲ極メマスルトムツカシクナリマスカラ、先ヅ氣ガ付カナケレバ、ソレデ通ルト……

○小坂善之助君(五十四番) 本人ト、ソレカラ見ル人トガ氣ガ付カズニ居リマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) モウ、ソレハ其邊デ置キマシタ方ガ……

○議長(鳩山和夫君) 吉本榮吉君カラ讀會省略ノ勸議ガ出テ居リマスガ、異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 然ラバ、讀會ヲ省略スルコトニナリマシタ——別ニ御意見ガナケレバ、採決ヲシヤウト思ヒマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 採決致シマス、此案ヲ以テ確定讀トスルト云フコトニ御同意ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○議長(鳩山和夫君) 多數——可決致シマシタ——日程第三、明治二十七年法律第二十三號改正法律案

第三 明治二十七年法律第二十三號改正法律案

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十七年法律第二十三號改正法律案

戰時若ハ事變ニ際シ召集スル在郷ノ陸軍軍人及兵役義務アル者竝ニ之ヲ引率スヘキ者ニ支給スヘキ旅費召集諸費ニ付テハ市町村長市ノ區長竝ニ戸長及之ニ準スヘキ者ニ現金仕拂ヲ爲サシムル爲メ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村長市ノ區長竝ニ戸長及之ニ準スヘキ者ニ對シ會計法第九章ニ定ムル出納官吏ニ關スル規定ヲ適用ス

平時在郷ノ陸軍軍人及兵役義務アル者ヲ召集スル場合ニ在テモ前諸項ヲ適用スルコトヲ得

(政府委員陸軍省軍務局第一軍事課長陸軍砲兵大佐 中村雄次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(中村雄次郎君) 本法律案ヲ提出致シマシタ理由ヲ申述ベマス、此現行ノ法律ニ於キマシテハ、在郷ノ陸軍下士卒ト云フコトニナッテ居リマシテ、將校及相當官ト云フモノハ、此内ニ含マシテゴザイマセヌ、然ルニ此戰時若クハ事變ノ際召集致シマスルトキニ、下士卒出發ノ際ハ旅費ヲ支給致シマスルガ、將校及相當官ハ、旅費ヲ出發ノ際支給致シマセヌト云フコトハ、少シク穩デゴザイマセヌ、ソレデ此下士卒ト申シマスルモノヲ軍人ト改メテ、將校及相當官ヲ此法律中ニ含マセルヤウニ致シマシタノデゴザイマス、ソレカラ之ヲ引繼メテ參リマスルモノガ、市町村吏員ト云フコトニナッテ居リマスル、然ルニ市町村制ノ施イテゴザイマセヌ處ニ於キマシテハ、此規則ニ依ッテ旅費ヲ支給スルコトガ出來マセヌデゴザイマス、ソレデ此度之ヲ引率スル

モノニ改メマシテ、總テニ適用ノ出來ルヤウニ致シマシタデゴザイマス、又現行法ニ於キマシテハ、旅費ノミニ限ッテゴザイマスルガ、旅費ノ外ニ實際ニ於キマシテハ、電報料又郵便ノ費用、使ニ出シマスル費用等ハ、實際要ルノデゴザイマスカラ、ソレデ旅費ノ外、召集諸費ト云フモノヲ加ヘテ、サウシテ總テノ召集ノ費用ヲ此法律ニ依ッテ渡シマスルコトニ致シマシタノデゴザイマス、又現行法ニ依リマスレバ、此現金ノ前渡ヲ受ケマスルモノハ、市町村トゴザイマスル、然ルニ特別市制ノゴザイマス處ノ區長ノ如キハ、是非此内ニ入レマセヌト、實際ニ於キマシテ不都合デゴザイマス、其他戸長及之ニ準ズベキモノモ此内ニ加ヘテ置キマセヌト、市町村制ノ施イテゴザイマセヌ處ニ於テハ不都合デゴザイマスカラ、ソレデ此度は非區長竝ニ戸長及之ニ準ズベキモノト云フコトヲ此ニ加ヘマシタノデゴザイマス、ソレカラ現行ノ法律ニ依リマスルト、平時ニ於テハ此戰時通ニ、此戰時若クハ事變ノ際召集致シマスル如クニ旅費ヲ支給スルコトガ出來マセヌノデゴザイマス、然ルニ此戰時ノ際旅費ヲ支給シマスルコトハ、平時ニ於テ能ク研究ヲ致シテ置キマセヌト、實際混雜ヲ致シマスル故ニ、此度此法律ニ、平時ニ於テモ此法律ニ依ッテ旅費ヲ支給スルコトノ出來ルト云フコトヲ加ヘマシタノデゴザイマス、是ニ依リマシテ、平時ニ於テ此旅費支給ノ方法ヲ實行致シマシテ、サウシテ戰時ニ於キマシテ、不都合ノナイヤウニ、ソレク熟練ヲ致サセテ置キマスルタメニ、此ニ加ヘタノデゴザイマス、其他演習ニ於キマシテ、戰爭ト同一ノ演習スルノデゴザイマス、其場合ニ於キマシテ、今日ノ法律ニ於キマシテハ、戰時通ニ實際演習ヲスルコトガ出來マセヌノデゴザイマス、ソレデ此折ニ平時ニ於テモ用ヒラレ得ル規定ヲ設ケマシテ、サウシテ平時ニ於キマシテ、戰時通ニ召集兵ヲ演習致シマスルト云フ考デゴザイマス、是ガ此法律改正案ヲ提出致シマシタ理由デゴザイマス

○議長(鳩山和夫君) 質問ガアリマスカ、質問ガナケレバ、日程第四ニ移リマス

第四 右議院ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十一番) 此委員ハ例ノ如ク議長指名……

○議長(鳩山和夫君) 其委員ハ議長指名ニスルト云フコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ニ決シマシタ——日程第六ニ移リマス、議院法中改正法律案

第六 議院法中改正法律案(高田早苗君外三名提出) 第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

議院法中改正法律案

明治二十二年法律第二號議院法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ臨時議會ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ選舉シ之ヲ奏上シテ裁可ヲ請フヘシ

議長副議長ノ選定裁可セラル、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第十五條 削除

第二十五條 各議院ハ其ノ決議又ハ政府ノ要求ニ依リ議會閉會ノ間委員ヲ設ケ議案又ハ必要ノ事項ヲ審査セシムルコトヲ得

第二十六條中第二項ノ但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ他ノ議事緊急ヲ要スルトキハ議院ノ議決ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ニ通牒スヘシ

第二十八條 法律ノ議案ハ委員ノ審査ヲ經シテ議決スルコトヲ得ス

但シ政府ノ要求又ハ議院ノ議決ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條中第一項ヲ左ノ如ク改ム

議院ニ停會ヲ命スルトキハ十五日以内トス

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ案ヲ受取りタル日ヨリ二十日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 削除

第四十八條中「三十人」トアルヲ「二十人」ト改ム

第七十八條中「特ニ」ノ二字ヲ削リ「設ケ」ノ二字ヲ「シテ」ノ二字ニ改ム

第八十七條中「會議中」ノ下「議員」ノ二字ヲ削リ

第九十三條中「處分ヲ求ムヘシ」ノ下「私ニ」以下十二字ヲ削リ

○高田早苗君(二百三十七番) 極ク簡單デゴザリマスカラ、此席カラ提出ノ理由ヲ説明シテ置キマス、此議院法ノ改正スベキ必要ト云フモノハ、議院ノ權利ヲ全ウスルト云フ點カラ參リマシテモ、又實際事實上ノ必要ト云フ方カラ參リマシテモ、一日モ早く改メナケレバナラヌ條項ガ大分ニゴザリマス、故ニ第一議會ノ時ヨリ致シマシテ、此改正案ハ始終提出シテ置キマシタガ、從來ハ色々事情ノタメニ改正ノ目的ヲ達スルコト出來ナカッタノデゴザリマス、本年ハ從來ヨリモ餘程此改正ノ條項モ減ラシマシテ、最モ行レ易キコトヲ期シマシテ、如何ニシテモ變ヘナケレバナラヌモノダケヲ茲ニ列ベマシタ譯デゴザリマス、此條項ノ如キハ、年々歳々此議場デ説明ヲ試ミテ居リマ

スカラ、今年モ亦同ジコトヲ繰返ス必要ガナカラウト存ジマス、ドウゾ委員ニ附セラレマシテ、一日モ早く此議場ヲ通過スルヤウナコトニナルコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ又「委員付託」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 高田君ノ委員ハドウ云フ選舉ニナリマスカ

○高田早苗君(二百三十七番) 委員ハ九名デ、議長ノ指名ト云フコトニ……

○議長(鳩山和夫君) 本案ヲ議長指名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ゴザリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシノ聲起ル)

○議長(鳩山和夫君) 委員ニ付託スルコトニ決シマス、本日指名シマシタ委員、竝ニ明日ノ議事日程ヲ報告致シマス

(田中書記官朗讀)

特別委員左ノ通指名セリ

明治二十七年法律第二十三號改正法律案委員

小川 虎一君

中山 平八郎君

佐々木 政又君

議院法中改正法律案委員

高橋 安爾君

高田 早苗君

綾井 武夫君

議事日程 第十七號 明治三十年三月三日(水曜日)

午後一時開議

第一 作業會計法中改正法律案(政府提出)

第二 貨幣法案(政府提出)

第三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第四 貨幣整理資金特別會計法案(政府提出)

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第六 明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例中改正法律案(政府提出)

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第八 明治十八年第十四號布告中改正法律案(政府提出)

第九 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十 明治十二年第三十五號布告廢止法律案(政府提出)

第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十二 府縣制改正法律案(工藤行幹君外七名提出)

○議長(鳩山和夫君) 散會致シマス

午後二時二十五分散會

衆議院議事速記録第十四號正誤

頁	段	行	誤	正
二〇一	下	三三	閉鎖	開鎖

衆議院議事速記録第十五號正誤

頁	段	行	誤	正
二二六	上	三〇	時機	時宜
二三一	上	五	新製	全製
二三一	上	七	數等	完製
				數等ノ低度